

随意契約理由書

件名	西神・山手線 板宿駅他 6 駅 排水竖樋調査業務
契約の相手方	平和興業株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
地下鉄駅構内の漏水は、ホームあるいはコンコース天井、階段室、通路、軌道上で発生しており、令和 4 年度末に三宮・花時計前駅の一部階段室を閉鎖する事態となった原因であり、利用者に影響を及ぼすなど至急に改善対応が必要になっている。 本業務は、漏水の発生を未然に防ぐため、①排水口の状況の調査および閉塞の推測、②閉塞が予測される竖管について内部の詳細な調査の実施、③管内の処置方法を決定するものである。 また、確実に本業務を履行するためには、西神・山手線の各駅の施設構造、管材の配置、特に実際の漏水履歴に基づく発生の傾向・特徴の把握が欠かせず、これらの条件を全て満たすのは、地下鉄駅舎等管理業務を通じて、交通局管内で施設関連の維持管理を行ない、西神・山手線の各駅の構造、給排水設備のコンディションを十分把握している上記会社以外にはいないため、随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部施設課設備係 (電話番号 078-984-0181)